

調査・研修報告書（会派個人用）

会派名：創政会

報告者：近藤久子

実施場所：静岡県 静岡商工会議所

実施日：平成 30 年 1 月 29 日～30 日

■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）

第 43 回「市町村議会 議員研修会」に参加

1 日目 記念講演「2018 年度予算の焦点と自治体政策のポイント」

講師：森 裕之氏（立命館大学 政策科学部教授）

■参考とすべき事項

1、自治体財政の仕組み

①自治体財政にとって最も重要な財政は地方税である。それは一般財源・独自財源であり、その用途は自治体が自由に決める事が出来る。しかし、それが必要額に満たなければ自治体は最低限の住民サービスさえ実施不可能となり、自治体は国からの移転財源に頼らざるを得ない構造を持っている。

②移転財源の主なもの、自治体の不足を補う中心を担う地方交付税と国庫支出金（国によって用途が定められた特定財源）。地方債についての臨時財政対策債は地方交付税の代替財源であるため、一般財源として考えた方が適切である。

③自治体の予算編成では、一般財源の負担額のみを現実の財政支出額とみなしている。このことによって、自治体政策に国の移転財源による「歪み」をもたらす事になっているが、国、地方ともに厳しい財政状況に置かれている状況では、国による自治体の政策誘導は強力なものとなる。

しかし、単に迎合するだけであれば、後々に深刻な財政危機に陥る可能性が高い。それは既に、全国の自治体が 1990 年の大規模な公共工事の実施や、市町村合併に伴う種々の事業の取り組みによって経験済みである。

2、国による地域政策動向

①「地方創生」の目標→人口減少の克服及び経済成長力の確保

成果指標→①地方の安定した雇用の創出 ②地方への新しい人の流れの創出 ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現 ④時代に合った地域づくりと地域間連携

④については、全ての自治体に当てはまる「調整戦略」として位置づけられている。人口減少化において国や自治体の財政負担が出来るだけ少なく済むような地域再編であり、居住地域のコンパクト化を推進する「立地再編計画」や「小さな拠点づくり」などである。

この誘導施策を実現させるために、自治体が策定を求められたのが「公共施設等総合管理計画」である。

②上記のような政策意向を反映させるために、国は地方財政全体に対する締め付けを行ってきている。

毎年度の地方財政対策で示される「一般財源総額については対前年度並みを確保」といった文言は、自治体の民生費等の経常経費が毎年度急増している状況においては、地方財政の措置額が実際には削減されている事を意味する。

3、2018年度予算の焦点

①依然として、地方創生が重視されている。

②地方財政の重点施策 ①公共施設等の適正管理の推進（前年比1,300億増加）

②まち・ひと・しごと創生事業費の確保 1兆円

（自治体間の公平主義から成果主義へシフト）

③国は近年「ワイズ・スペンディング」→「安価で効率の高い財政支出」

「エビデンスに基づく政策立案」→「明確な根拠に基づく政策づくり」

この点の強化を自治体に要請している。これにそぐわない補助金等の削減をちらつかせている。

4、自治体政策のポイント

①2018年度予算も含めた今後の地方財政は、依然として地方創生に動いていく。

その大枠は「経済・財政再生計画」によって規定されている。その中で、各自治体はいかに住民の暮らしを支えていくかという知恵と実行力が求められている。

②地域がそれぞれ自らの特徴と資源を十分に理解し、将来に対する的確なビジョンを持ち、それに対応した施策を忍耐強く漸進的に推し進める事が重要である。

■提言・その他（本市の施策にどのように活用すべきか など）

1、行財政上の資源の少なさからみれば、国が上から地方創生を推し進める事は不可能であり、その具体的な政策の立案と実施においては自治体のアイデアと努力に依存するしかない。このことは、庄原市の発展のためには、自治体や住民による学習がこれまで以上に重要な要素となる事を示している。

2、地元の企業や地域団体の社会経済力を引き出す施策の取り入れ。

3、本市の特徴・資源とビジョンに基づいた自治体政策の展開。

4、参考とすべき事項において記述した項目2～4の内容を踏まえての施策立案が重要。

5、2016年には東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）は11万8千人の転入超過であり大半は15～24歳の若年層であった。国の全人口の4分の1以上が東京圏に集中している。このいびつな一極集中は今後様々な問題を生じさせる。「地方創生」とは、改めて地方に生きる意味を考えるきっかけになるような気がする。

調査・研修報告書（会派個人用）

会派名：創政会

報告者：近藤久子

実施場所：静岡県 静岡商工会議所

実施日：平成 30 年 1 月 29 日～30 日

■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）

第 43 回「市町村議会 議員研修会」に参加

2 日目 「2018 年度の介護保険制度・医療保険制度改正と自治体の課題」

講師：服部 万里子氏（日本ケアマネジメント学会副理事長）

■参考とすべき事項

1、介護保険法改正について

①一定所得の 65 歳以上利用者負担を 3 割とする。

①平成 30 年 6 月の前年度所得 344 万以上→8 月から 3 割負担

②保険者（市町村）の自立支援・重度化防止の実績評価により交付金の支給。

市町村目標設定→地域ケア会議→改善結果の公表→税制インセンティブ

＊ 初めて競争させる構造になった

③最も単価の高い介護保険対象の老人病院である介護療養型は、36 年度までの延長となったが、新たに介護医療院の創設を進める。

①地域包括ケアシステムの 5 要素のうちの「医療」「介護」「生活支援」「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設であり、在宅復帰を目指すことが主目的ではない。

④地域共生型社会のため障害福祉、児童福祉に介護事業の指定。

①1 か所で総合的なサービスの提供が可能。（サービス・人材の丸ごと化）

2、医療保険制度改革法について

①国保運営を市町村から都道府県に変更

②食事代自己負担 1 食 460 円

③国保の健康増進、予防に奨励策

④医療費の推移 平成 23 年度→37.8 兆円 平成 28 年度→41.3 兆円

＊厚生労働省は都道府県毎の医療費抑制や健康づくりの成果を点数化して公表。

⑤地域医療構想の構想区域で「非営利ホールディング・カンパニー型法人制度」の創設（経営の効率化のために、医療・介護・非営利法人が統合し事業を展開）

3、一人当たりの年間医療費 65 歳未満 17 万 7100 円に対して、65 歳以上は 4 倍 75 歳以上は 5 倍（91 万 8440 円）となっている。

4、認知症の国の方針と自治体の役割（介護が必要となった原因の 1 位は認知症）

①早期診断・早期対応

②地域での生活を支える医療・介護サービスの構築

③地域での日常生活・家族支援の強化

④若年性認知症施策の強化

⑤医療・介護を担う人材の育成

※介護職の採用が困難な理由上位5

賃金が安い、仕事がきつい、社会的評価が低い、休みが取りにくい
雇用が不安定 これだけ揃えば誰も来ない

5、高齢者への虐待

①息子 41,6%、夫 18,8% 男性の率が高い理由は、相談のしにくさや体験不足か。

②被害者の68%は介護認定者。

③養護施設等の従事者による虐待の増加。

①身体的暴力 ②言葉の暴力 ③食事をさせない など

■提言・その他（本市の施策にどのように活用すべきか など）

1、数年ごとに改正される法律に対しては、その道のプロとなる職員の育成が必要であるがその際、医療・介護分野の事業所とも対等に交渉出来る力量が求められている。

2、今、在宅で生活可能な高齢者の条件は

①生活資金がある ②家族がいる ③家族関係が良い ④認知症ではない

裏を返せば、一人暮らしでも、認知症でも、年金暮らしでも、自宅で看取ってもらえるような多職種連携・統合による支援が重要であり、更に介護職が生活できる介護報酬が定められなければならない。

3、庄原市の面積は広く、それぞれの旧町における医療・介護資源は異なっているがその地域において、どう生きていきたいのか自己決定が求められている。可能な限り在宅で暮らすために個人の望みと共に、個人の健康に関する努力もなおざりには出来ない。

4、市民一人ひとりが2025年問題をはじめ、これから現実に何が起こっていくのかを知り、法律の改正によって何が変わるのか、負担と支援策の理解が必要ではないか。

5、地域共生型社会に向けての取り組みは、将来介護保険を支払う年齢を下げる方向に向かうと思われる。